



宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン

概要版



平成25年4月

宮城県

1 策定の趣旨

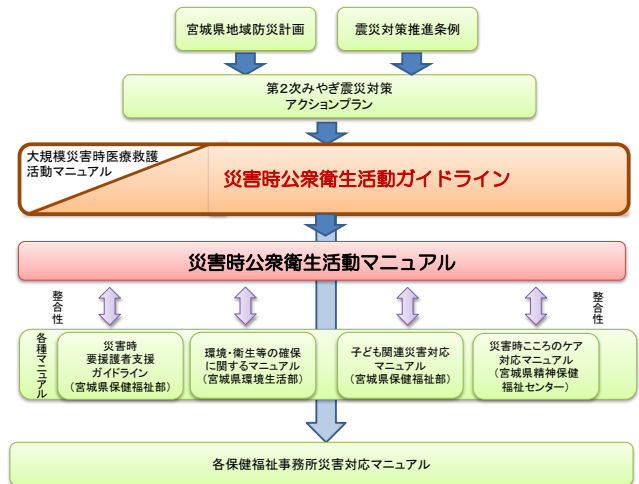
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた未曾有の大震災でした。被災者の健康支援においては、人と環境をトータルでみる“公衆衛生の視点”をもった保健所活動機能強化の必要性が再認識されました。

そこで、保健福祉部と環境生活部が連携し、迅速的活動が実施できるよう、「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」を作成することとしました。

2 ガイドラインの位置づけ

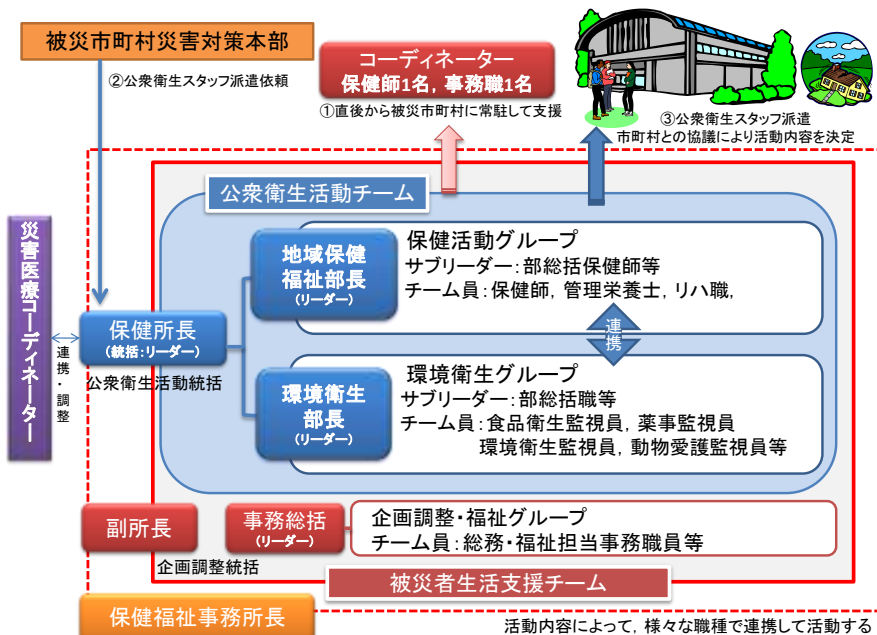
災害対策基本法に基づき県が策定した「宮城県地域防災計画」の実践及び「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」に掲げた事前対策を含む活動を推進するものです。保健福祉部、環境生活部内の各種マニュアルとの整合性をもち、災害時の公衆衛生活動の指針とするものです。

またこのガイドラインは、今後各保健福祉事務所（保健所）が地域の社会資源や、平常時の公衆衛生活動に基づき作成する、圏域マニュアル等の基本的な指針を示すものです。



3 ガイドラインの目的

大規模災害時に、初動体制を早期に確立すると共に、災害が長期化した場合には継続した公衆衛生活動を実施する必要があるため、本ガイドラインは、災害対応にあたる基本的姿勢・考え方（組織体制、被災市町村支援のための公衆衛生スタッフの派遣並びに他自治体職員の派遣要請及び受入を含めた体制整備等を定めています。



4 ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下のとおり構成されています。

第1章 総則

第2章 県内で大規模災害が発生した場合の対応

第3章 平常時の準備

第4章 県外で大規模災害が発生した場合の対応（他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣）

なお、災害時公衆衛生活動の具体的活動内容、活動に必要な各種様式や専門的知識取得のための資料、住民等に対する啓発普及資料については、別冊「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル」に掲載しています。

5 県内で大規模災害が発生した場合の対応ポイント

1 初動体制及び支援体制の早期確立のためのコーディネーター派遣

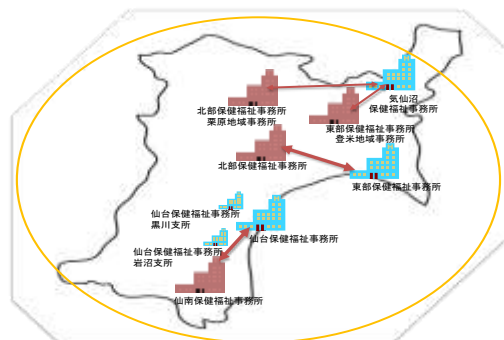
災害対応を迅速に進めるためには、初動体制の早期確立と、外部からの支援の要否についての早期アセスメントが重要です。

外部からの支援について、被災市町村では支援活動に追われ、被害状況の客観的判断が困難な場合があります。そこで、県保健福祉事務所（保健所）は、災害直後から被災市町村に対してコーディネーター（保健師1名、事務職等1名）を派遣し、自ら被害状況の把握に努めると共に、支援業務や公衆衛生活動について、現地の状況を的確に把握・判断し、活動方針や体制整備等への専門的助言及び活動のためのマネジメントやコーディネートを行います。

2 被災地保健福祉事務所（保健所）に対するカウンターパートによる広域支援体制

県は保健福祉事務所自体の被災、情報通信網や交通網が遮断されることを想定した体制整備を行うため、県庁からの指示を待たずに対応できる圏域レベル「地域完結型対応」の構築に取り組むこととします。

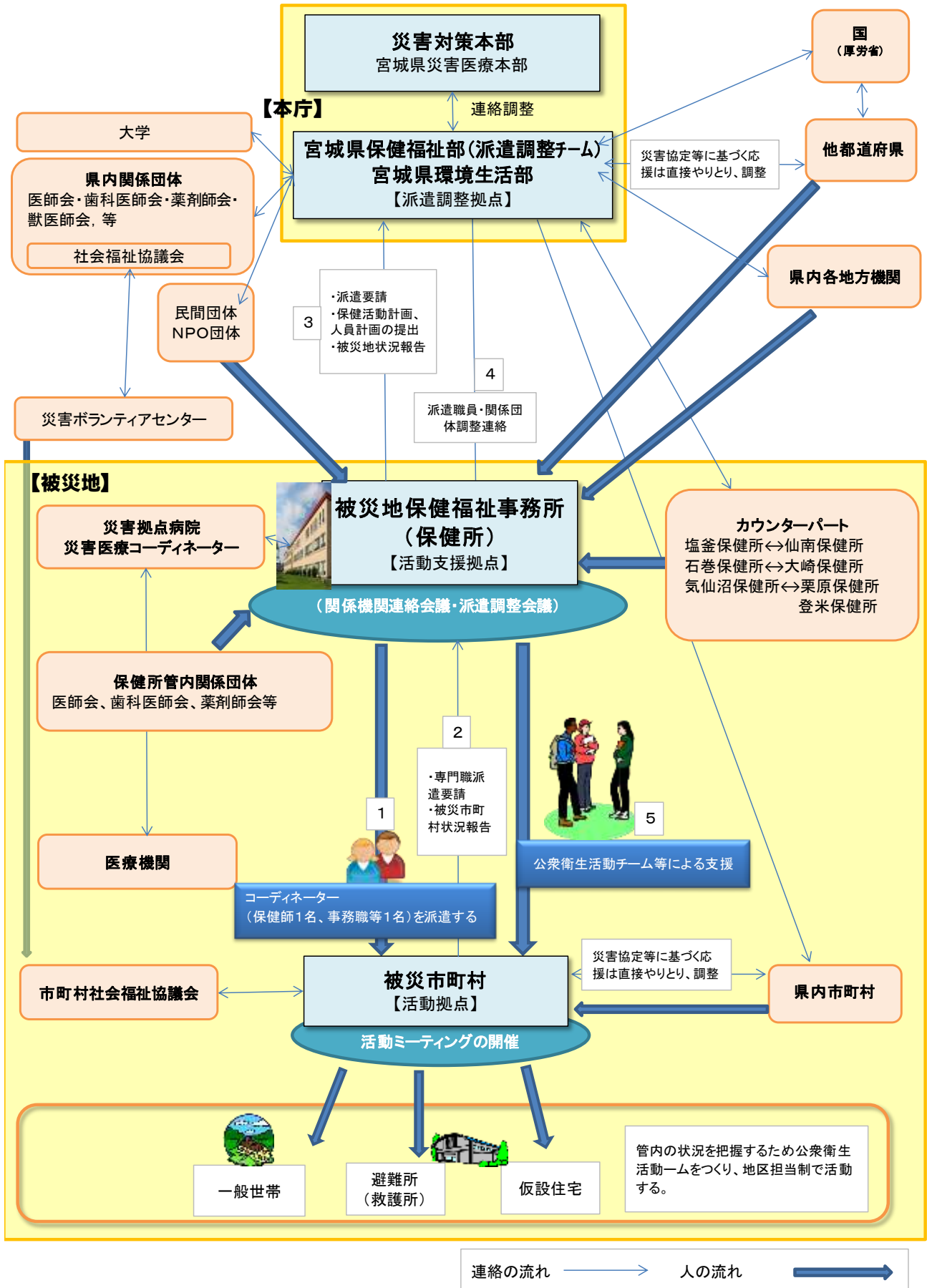
沿岸部の保健福祉事務所（保健所）と、内陸部の保健福祉事務所（保健所）がカウンターパートを組み、相互支援体制を構築します。



3 応援・派遣公衆衛生スタッフの派遣調整窓口の一本化（本庁及び保健福祉事務所（保健所）の調整機能）

災害規模が大きいほど、様々な専門職種が被災地支援活動に従事するため、県庁保健福祉部には、専用執務室を設け派遣調整チームを設置し、全県的な公衆衛生スタッフの派遣調整を行います。

また、国内外から直接被災地へ訪れる民間団体、NPO 団体等からの対応については、被災市町村での混乱を避けると共に、貴重な人材をタイムリーに必要な地域へ派遣するため、保健福祉事務所（保健所）が活動支援拠点となり、外部支援者と被災市町村活動とのマッチングを調整する等、支援体制についての現地における調整的機能を担うこととします。



応援・派遣公衆衛生スタッフの派遣調整の全体像

フェーズ	活動内容
フェーズ0【初動体制の確立】 (24時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の安全確保, 応急対策 要援護者への支援 情報収集と災害時公衆衛生活動方針の決定, 保健活動計画の作成 通常業務の調整(中止・延期)等
フェーズ1【緊急対策】 生命・安全の確保 (72時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の健康問題に応じた, 保健・医療・福祉・介護関係派遣職員やボランティアの調整及び福祉避難所への移動の支援 避難生活における二次的な健康被害等の予防 在宅被災者の健康把握等の対応検討等
フェーズ2【応急対策】 生活の安定, 避難所対策 (概ね4日目~1,2週間)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集と災害時公衆衛生活動の方針決定 保健活動計画の見直し 職員の健康管理体制の検討・実施
フェーズ3【応急対策】 避難所~応急仮設住宅入居までの期間 (概ね1,2週間~1.2か月)	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務再開 在宅被災者の健康状況に応じた公衆衛生活動の実施
フェーズ4【復旧・復興対策】 応急仮設住宅対策や 新しいコミュニケーションづくり等 (概ね1.2か月以降)	<ul style="list-style-type: none"> 派遣公衆衛生スタッフやボランティアの撤退にむけた調整 応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)入居被災者の健康状況の把握 応急仮設住宅でのコミュニティー支援(集団健康教育, 集いの場等) 中長期保健活動の方針の検討 災害時公衆衛生活動状況のまとめ

【参考資料】

◆ 地震の概要

発生年月日	平成23年3月11日14時46分18.1秒
震源地	三陸沖(北緯38°06.2′ 東経142°51.6′ 震源の深さ24km)
規模	マグニチュード(M)9.0

出典：危機対策課 「東日本大震災6か月の検証」

◆ 被害の状況等

死者数	10,384人
負傷者数	重傷 504人 軽傷 3,607人
行方不明者数	1,337人
家屋被害 全壊	85,331棟
半壊	151,738棟
一部損壊	224,124棟
床上浸水	15,475棟

出典：震災復興政策課 「復興の進捗状況」

◆ プレハブ仮設住宅(11/30現在)

入居戸数	20,992戸
入居者数	50,427人

出典：危機対策課 「平成23年3月 地震被害等状況及び避難状況」

◆ ピーク時避難者数・避難者数

避難所数	1,183箇所
避難者数	320,885人

出典：震災復興政策課 「復興の進捗状況」

